

外務省・法務省了解事項（案）

平成23年5月16日

1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、「ハーグ条約」という。）の中央当局は、外務大臣の監督下に設置することとする。

2 その場合の体制整備については、法務省は、人員面、また情報面を含め必要な協力を行う。

中央当局の執行体制の在り方については、当面、外務省の定員3名、法務省の定員3名（併任）で対応することとする。

3 国内担保法は、外務省と法務省との共管、取りまとめは、法務省とする。（法案審査をどの委員会で行うかについては、国対の方針に従う。）